

2007年4月4日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ツ ヲ ヲ
代表者の役職氏名	代表取締役社長 田 路 正 (コード番号: 2417)
問い合わせ先	管 理 本 部 長 福 島 徹
電 話 番 号	0 3 - 3 5 1 9 - 7 4 0 1

取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権の発行について

当社は、2007年4月4日開催の当社取締役会において、取締役に対するストックオプションとして新株予約権を発行するとともに、従来の役員退職慰労金制度を廃止し、打切り支給を行う旨の議案を、2007年5月15日開催予定の当社第23期定時株主総会に提案することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 付議する理由

当社は、取締役に対する報酬に関して、当社の株価や業績との連動性をより一層高め、株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することにより、株価上昇及び業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、今般、退職慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型ストックオプション（新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権）を当社の取締役に對して割り当てることとしております。

なお、本議案の承認可決後は、株主総会においてご承認いただいた個数・金額の範囲内で、毎年、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役会の決議により株式報酬型ストックオプションを当社の取締役に割り当てる予定です。

2. 新株予約権発行にかかる議案の内容

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

- ①新株予約権の個数は170個（その評価額30百万以内）を1年間の上限とする。
- ②目的たる株式は当社普通株式17,000株を1年間の上限とする。
- ③新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割、株式併合、合併、会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は、当該条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

- (2) 新株予約権の発行日および発行価額
各新株予約権の発行日は毎年4月21日とする。
各新株予約権は、各期における定時株主総会に近接する取締役会において、上記(1)の範囲内で1年以内に発行する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の上限数を定め、当該定時株主総会の開催日の属する当社の事業年度における業績評価を勘案して、取締役会決議により、発行日において各取締役に対して割り当てるものとする。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。
ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式1株当たりの払込金額1円を同様に調整した金額とする。
- (4) 新株予約権を行使できる期間
各新株予約権の発行日より1箇月経過した日から15年間とする。
- (5) その他新株予約権の条件
- ①新株予約権を割り当てられた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役および監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。
 - ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
- (6) 新株予約権行使の条件
- ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記(5)①ただし書の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
 - ②新株予約権者が、法令または当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合等、取締役会で決議した場合に、会社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡禁止
新株予約権者及び次の(8)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
- (8) 新株予約権の相続
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。
権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
- (9) その他の事項
新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会の決議により決定する。

以上